

## 第164回国会 衆議院 決算行政監視委員会 第一分科会 会議録 第2号

平成18年6月6日(火曜日) 午前十時開議

出席分科員

主査 伊藤 達也君  
赤池 誠章君 坂井 学君 とかしきなおみ君 中山 泰秀君  
矢野 隆司君 池田 元久君 津村 啓介君 筒井 信隆君  
古本伸一郎君 前田 雄吉君 松原 仁君 上田 勇君  
佐藤 茂樹君 福島 豊君 江藤 拓君 兼務 広津 素子君  
兼務 安井潤一郎君 兼務 逢坂 誠二君 兼務 神風 英男君 兼務 長妻 昭君  
兼務 山井 和則君 兼務 鈴木 宗男君

.....

衆議院事務総長 駒崎 義弘君  
衆議院法制局 伊藤 和子君(法制企画調整部企画調整監)  
政府参考人 関戸 秀明君(人事院事務総局給与局長)  
政府参考人 細溝 清史君(金融庁総務企画局審議官)  
政府参考人 鈴木 正規君(財務省主計局次長)

本日の会議に付した案件

平成十六年度一般会計歳入歳出決算

平成十六年度特別会計歳入歳出決算

平成十六年度国税収納金整理資金受払計算書

平成十六年度政府関係機関決算書

平成十六年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成十六年度国有財産無償貸付状況総計算書

〔国会、会計検査院、内閣、内閣府(本府)所管、沖縄振興開発金融公庫、内閣府(警察庁、金融庁)、外務省及び環境省所管〕

前田主査代理 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。古本伸一郎君。

古本分科員 民主党の古本伸一郎でございます。

決算の中で、国会分につきましては私からは質問を申し上げたいと思います。

昨今、国会職員という範疇なんでしょうか、あるいは国会図書館の方々も含めてだと思えますが、何かと御議論があるわけですが、これはそもそも給料が高いんじゃないか、あるいは退職金をもらい過ぎているんじゃないか、こういう御批判が世論の中にあるわけですが、もとより、その給料に見合った仕事をしているのであれば何ら批判には当たらないわけでありま

して、きょうはこういう決算行政監視の場にありますので、そのあたりから少し議論をさせていただきたいと思っております。

そこで、きょうは人事院にもお越しをいただいておりますが、この人事院月報の中で、人事院勧告に基づけば、例えば本省の、要するに霞が関の課長さんですね、四十五歳、配偶者あり、扶養三ですかね、配偶者と子供二人、つまり四人家族の課長さんの場合、諸手当も入ってだと思えますが、勧告後で年収が一千二百三十二万七千円。これは事実ですか。

関戸政府参考人 今の御指摘のとおりでございます、昨年度の勧告後の水準、十七年度の水準として、本府省課長で……（古本分科員「事実かどうかだけ」と呼ぶ）はい、事実でございます。

古本分科員 そうしますと、本府省の課長さんという職種でしょうか、職能給が出ているわけですが、これは衆議院においてはどのあたりの方に相当するんですか。

駒崎事務総長 衆議院事務局の中の課長職に相当すると思います。

古本分科員 ということは、霞が関の方々の大体ざっくり言った年収、給与ですね、これと国会職員とはほぼ相違がないという理解でよろしいでしょうか。

駒崎事務総長 そういってございませう。

古本分科員 そうしますと、ここで疑問が出るわけですね。霞が関の皆さんは別に高いとか何だと余り言われている記憶がありません。新聞報道等でも、今、ある意味たかかっているのは国会職員であります。何が問題かという、そこら辺が単純な疑問としてわいてくるわけでありませう。いや、霞が関の皆さんも含めて高いんだ、退職金はけしからぬという議論があるならば、まだわかりませう。

そこで、私が最近ある意味でお世話になった事案に、常任委員会は財務金融委員会に所属させていただいておりますので、証取法改正に当たりました。そして、この証取法改正の議論に参画するに当たり、私ども野党の立場で申し上げれば、まず当然に政府案の閣法を審議しつつ、必要があれば修正案あるいはみずからの衆法という形で議員立法を提出していくわけでありませう、そのプロセスにおいて衆議院法制局に大変お世話になりました。そして、職員の皆さんの昼夜を分かんない御努力はつぶさに見てきたつもりであります、私といたしまして。

そういう意味で、単純な比較というのはなかなか難しいと思いますが、閣法である証取法を書いたのは金融庁ですね、金融庁の皆さんが今回の証取法改正を書き上げるに当たり要した時間、労苦がどのくらいあって、一方で衆議院の法制局が私ども民主党の要請に応じていただいて、さまざまな議員立法あるいは修正案を書いていただいたことに要する手間暇、これを例えば比較してみてもどうか、こう思うわけでありませう。そうしますと、もちろんさまざまな準備の過程から、役所の方は、当然、新たに法律を書くとなればさまざまな審議会も経て至るわけでありませうから相当遠大な計画があると思えます。もちろん前提の条件はあるのでしようけれども、金融庁におかれましては、大体どのくらい手間暇がかかったか、簡単に御説明いただけるのでしようか。

細溝政府参考人 証取法の改正案及びその整備法案を今国会にお願いしておりますが、それに向けましていろいろ審議会をやっておったのは事実でございますが、去年の八月ごろから法制化に向けて本格的な作業をいたしました。

それで、去年の八月の半ばからことしの三月十日、法律を提出するまでの間でございませうが、その間に常時かかわっていた者が約三十三名、それから、年明け後、やはりそれでは足りないの

で、全庁的な取り組みということで庁内の他局から応援をいただいた方が七名、延べにしまして四十名でございます。昨年八月からことしの三月まで七カ月弱で四十名で作業をやっておりました。以上でございます。

古本分科員 七カ月を要し、四十名の工数を投入し、法案にしますと大体何ページぐらい書かれたんでしょうか。

細溝政府参考人 法案の場合は、改める文でカウントいたします。法案本体で申し上げますと、千六百七十七ページでございます。いわゆる五点セットとして国会には提出しております、この分厚いものですが、それが法案本文も加えまして二千七百九十九ページでございます。

古本分科員 さて、法制局はどれぐらいの人数で、私どものオーダーに対し一体どのぐらいの成果品を出していただいたんでしょうか。

伊藤法制局参事 お答えいたします。

古本先生から御依頼を受けましたのは、証券取引委員会設置法並びに証取法一部改正法に対する修正案、そして証取法一部改正法の関係法整備法に対する修正案でございますけれども、いずれも私ども衆議院法制局第二部第二課が担当しております、これらの立案作業に携わった職員は、第二課長ほか三名、トータル四名の職員でございます。法案、修正案の立案、またこれにかかわる資料の作成作業に要しました期間は、正味二カ月弱でございます。

法案、修正案そのものの枚数は十七ページということでございますけれども、そのほか先生の御依頼に基づきましていろいろ資料を御用意させていただきまして、これも含めると総計百五十ページの資料を作成してございます。以上でございます。

古本分科員 そうしますと、これはもう大変粗っぽい単純比較であります、電が関の金融庁の方々は四十名の体制、そして衆議院の法制局は四名、つまりは十分の一であります。一方で、法律をつくるところが国会でありますから、大変粗っぽいですが、出てきた、書かれた法律の枚数をもって成果物と言っているのではないかという理解の前提に立てば、片や閣法が約一千百枚余、そして衆法の方が十七ページ、関係資料を含めると百五十ページ。五点セットでいけば二千七百数十ページですか。これは単純に比較はできませんが、後で冷静に皆様方は計算していただければ答えは出ると思いますが、人数の割にはアウトプットは出ていると思います。そして、大変なタイムリーな対応をいただいたと私は感謝しています。

そういう前提に立てば、実はもう一点指摘をしなければならないのが、この四名というのは、衆議院の法制局の四名、第二課さんだと理解いたしておりますが、我々にある意味対応していただいていた、証取法の議論があった一月、二月、三月にかけての二カ月間、この間にほかに仕事はなかったんでしょうか。

伊藤法制局参事 私ども法制局では並行して複数の法案を立案、処理するのが通常でございます、先生御依頼の証券取引法関係の作業を行っている間も、民主党から御依頼いただきました行革推進法案、あるいは非営利法人税制に係る修正案を初めといたしまして、与野党から御依頼いただきました複数の立案作業を同時期に行っております。

また、ほかの課と共同で立案作業を行うなどしております、そういう意味では、非常に繁忙をきわめる中でのこの作業であったということを御理解いただければと思います。

古本分科員 つまり、政府の方はもちろんこの証取法一本だという前提でいいですね、金融庁。ほかに仕事はありましたか。

細溝政府参考人 関係する課は市場課と企業開示課の二課でございます、通常の業務を行いつつ、ただ、法案作業はかなり抜本的な法案作業でございます、それにかかなりの労力を割いたというものでございます。

古本分科員 これはなかなか定量的に比較というのは難しい作業なんですね。ところが、世間の皆様はこういうアプローチというのは多分今までしていなかったと思うし、何よりも、衆議院の予算、総長から先ほどの報告でいくと、今年度の予算は六百億ですか、このうち職員の給料、あるいは職員関係が幾らぐらいあって、それから国会議員の歳費が幾らあってという仕分けが多分あると思いますが、こういう予算の査定を入れるのは財務省の主計だと思いますが、きょうは来ていただいておりますが、こういう前提でいわゆる予算定員も含め衆議院の予算を査定したことはありますか。つまり、単位労働コストに基づいて、つぶさな積算に基づき査定を入れたことはありますか。

鈴木政府参考人 国会の予算につきましては、三権分立の観点から留意しつつ、財政法に規定がございますけれども、各院から提出されました概算要求に基づきまして予算編成過程におきまして調整を行うということでやっております。

国会事務局の人件費につきましても、厳しい財政事情ということではございますけれども、事務局の方々から勤務の実情等についての御説明をいただきまして、そうしたものを踏まえつつ、新規定員要求につきましては、真に必要な部分に重点的に配置するよう配意する。他方で、既定定員分については、両議院の決定による給与規程の改定等を計上するというところでやっております。

御指摘のような非常に定量的なところというのは必ずしも十分ではないかと思っておりますけれども、事務局の方々からはなかなか定量化が難しい事務をやっているという御説明も伺っておりまして、できるだけそうしたお話を伺いながら実情を把握したいというふうに考えております。

古本分科員 予算の組み方は、恐らく人件費の部分が相当占めるという、我が国の職種、産業横断的に共通する問題だと思えますね。この人件費の問題を議論する与件として、単位労働コストという概念は大変大事だと思います。つまり、漠然と、退職金が何千万出ている、あるいは年収が何千万ある、これはだれだれより高いからけしからぬという議論ではなくて、その金額にかなった中身の仕事をしているかどうか、まずこれをぜひ財務省には査定をしていただく癖をつけていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

鈴木政府参考人 御指摘の観点は大変重要な観点だと思いますけれども、先ほどちょっと御説明申し上げましたように、なかなか定量化するのが難しい事務というのもございますので、いずれにいたしましても、勤務の実態等についてはできるだけ把握して、その上で査定作業も行っていきたいというふうに考えております。

古本分科員 先ほど中馬さんは閣法が多いという話がありましたが、最近の衆法並びに修正案の提出件数というのを少し法制局の方で出していただいたわけですが、平成三年ごろから定点でずっと見ていきますと、この十数年で、衆法、つまりは議員立法ですね、格段に数が伸びております、それから修正案の数も伸びてきております。そういう中で、恐らく職員の皆様は限られた陣容の中で、そして予算定員の中で努力をしていただいているんだと思えます。

これは、閣法の提出件数と単純比較いたしましても、伸びは如実に衆法の方が出ております。これはもちろん、私も民主党を初め、野党の先生方はもとより、与党の先生も当然衆法は出す

わけでありますから、ニーズは高まっているということだと思います。そして、このことを私たち国会に携わる人間たちが放棄してしまったり、あるいはこの機能に対してある意味でコストベネフィット的にぎりぎりやってくると、本来の立法作業に求められることが十分に機能できないのではないかという危惧も一方では持っております。さりとて、世論の御批判のある、余りに高過ぎると言われる退職金の問題等々は、先ほど申し上げたような、どれだけの成果を出しているのかということで少し査定を入れることにより明らかになるのではないかと考えております。

そういう意味で再度財務省にお尋ねいたしますが、アウトプットに見合った給料なのか、逆に給与に見合った成果が出ているのか、どちらでも結構ですが、しっかりと査定を入れる御決意はありますか。

鈴木政府参考人 給与体系につきましては、人事院の勧告を踏まえた公務員給与、それを踏まえて両院の方で御決定いただいた給与規程を踏まえてなされているものと承知しておりますけれども、定員等につきましても、国会におきます事務局の役割、立法作業を支えていくというお仕事の内容を十分把握して査定作業に反映させていきたいというふうに考えております。

古本分科員 そこで、財務省なのか人事院なのかどちらでもいいですが、答えられる方をお願いをしたいのですが、生涯収入という概念で議論をしたいと思うのです。

これは霞の方々それから国会の職員の方々を含め、モデルを前提に入れていただいて、例えば高卒十八歳で入って勤続四十二年、六十歳で定年を迎える方、あるいは大卒二十二歳、勤続三十八年で定年を迎える方、その与件はお任せします。どういう経歴で入った方が、たどっていくと最終的に退職金も含め大体どのぐらい手になさるのかということについてお尋ねしたいと思えます。霞の皆さんと国会の職員の皆さん、それぞれに分けてお願いします。

関戸政府参考人 生涯の所得ということですが、私どもは実は国家公務員法の規定に基づきまして一般職の国家公務員の給与制度を所管しておりますけれども、退職金や年金はそれぞれ所管省庁が違いまして、またそれぞれにおいて妥当な水準を維持するという考え方に立っております、全体について把握しているものはございません。

駒崎事務総長 衆議院の1種、2種、3種及び議警職職員等の処遇につきましても、一般職の国家公務員との均衡に配慮して行われておりまして、採用区分別の生涯賃金等の試算をすることは困難になっております。基本的には、人件費の積算というのは政府職員と同様になるんだろうと考えております。

古本分科員 これは大事なポイントなんですよ。高い安いとメディアの皆さんも騒いでおられるのは給与だけです。これは、月例の賃金と、賞与というんでしょうか皆勤手当というんでしょうか、世間でボーナスですね、これを合わせた給与所得分を本体としたならば、これに加え家族手当とかあるいは住宅手当というのもあるんでしょうか、そういう諸手当が入りますね。その諸手当があって、さらに福利厚生費、つまりは年金負担、医療保険負担、いわゆるフリンジベネフィットの部分がありますね。これは普通、企業でいけば、民間でいけば、大変頭の痛いコスト負担の部分です。この部分を加えていただいて、さらに仕上げに退職金が増加してくるわけがあります。それで生涯収入が何億円という数字が多分出るんでしょうね。この概念なくして、一体どうやって高い安い議論ができるのだろうかと思えます。

そういう意味では、世論も含めて、単に退職金だけが高い安いではなくて、生涯収入という概念で人事院もしっかりと見ていく必要があるのではないかと思えます。

その際に、恐らく、例えば官舎、宿舎ですね、これは小泉さんがやれ売れ、それ売れで、私は実は財金委員会で、国のそういう貴重な財産をそうそう簡単に売るべきではなくて、もっと高度利用を図った方がいいという立場で論陣を張ったつもりであります、いいじゃないですか。霞が関の皆さんが国家の大事な計算をするのに、中央線に一時間半揺られてたどり着いたときにはへろへろで計算を間違えましたなんということより、三十分で帰れるところに宿舎があつていいと私は思います。しかしながら、その宿舎に安く入れるということで、これは明らかなベネフィットです、役得です。

しかし、それをコスト化して、ある意味で生涯収入計算をした上で大体これぐらい入るんだということの前提に立てば、地方の公務員も含めよく言われる、我々は給料が安かった分退職金で元を取るんだと言ってはばからない人も中にはいらっしゃる、国家公務員の皆さんはそうじゃないと言うかもしれませんが、実はそうじゃないのかもしれないですね。

そうなってくると、これは公務員の皆さんの給料が高い高いの大合唱になっちゃうんです。ちなみに、私はその立場には立っていません。皆様方はそれをきっちりオープンにした上で、私たちの生涯収入はこれだけです、通勤電車も民間の皆さんに比べれば一時間半揺られずに三十分でたどり着くところの宿舎に入っています、しかしながら天下国家のためにまさに奉仕者としてこんないいことをしていますと。それをもっとアピールすれば、コストベネフィットの計算を仮にしたとしても、それにたえ得るアウトプットがあるんだという論陣を張ればいいと思うのです。

それを、退職金が高いとちょっと書かれてしゅんとなる。逆でしょう。これだけのアウトプットを出しているんだと。まさにきょう法制局の例を引きましたが、そういうことをやった方がいいんじゃないかと思うわけでありませう。

皆同じ人間でありますから、あなたの給料が高い、けしからぬ、下げろと言われて、その人がやる気が出るでしょうか。むしろ、今いただいている給料に見合った働きをこれからやろうではないか、こういう方が極めて健全でありますし、前を向いた発想ではないかと思うのですが、その点を人事院に今聞いたって答えは出ようがないと思うので、私はここでは自説の開陳にとどめますけれども、そう強く思うわけでありませう。

そして、そういう作業をした上でぜひアピールしなければいけないのは、私たち国会議員の方もそうなんですが、例えば宿舎の問題が今話題になっています。一部の方が騒いでおられ、それがメディアに流れていますが、例えば私のように地方から出てきた議員が、二十三区内に家を持ち合わせない者が、民間のアパートを借りろと言われても、さすがに中央線に一時間半揺られて通えと言われると、これはきついです。例えば都心三区に部屋を借りようと思うと、恐らく五十万円は下らないでしょう。そのことに対し世論は今御批判があると一部メディアが書いていますが、ではこの五十万円はどこから持ってくるか。これは、スポンサーのいる先生方はいいですね、どこかの会社が貸してくれたとか、あるいはパーティー券を買ってくれて、まあパーティー券のお金を回していいかどうかよくわかりませんが、そういう資力のある先生はいいですが、そうじゃない議員は困っちゃいます。そういう冷静な議論を世論ができないように今メディアも含め扇動するのはよろしくないと思っております。

その意味では、皆様方も決して潜ることなく、どんどん表に出すべきだと思います。退職金もこれだけ出ているというその根拠は、生涯収入も含め議論すべきだと思います。そういう中で、ぜひ宿舎の問題、退職金の問題、さまざまな御批判はありますが、それに見合ったことをすれば

国民の皆様も納得してくださるのではないかと考えております。

その意味で、卑近な例を引けば、今国会議員の宿舎が建てかえ中というふうに伺っています。これはもちろん議運あるいは庶務小委員会等々で議論をしていると思いますが、単純に、私は衆議院の、ハウスのPFIの方に尋ねたことがあります。建築コストを含め、あるいはその高度利用を含め、テナントの貸し出しを含め、そこに大変な原価の意識に芽生え、安くてもいいものを建てようというアプローチがあったかどうか、残念ながら確認はできませんでした。これは私たちの手にはないという説明がありました。これは通告していませんから一方的に申し上げますが、

つまり、ハウスとしてもこれだけ原価の改善に努力しているんだということ、これから新しく会館も建てかえるというふうに伺っていますから、そういう中で努力をした人が報われる、あるいはそういった建屋、ファシリティの面できっちり相見積もりをとって、競争入札の問題ももちろんありますけれども、しっかりやった結果安くてもいいものができた、それに資することに汗をかいた職員がしっかり処遇をもらう、処遇されると。これは結構なことじゃないですか。

同等に、私たち議員の相手をしていただいて立法作業のサポートをしていただく、あるいは調査局の皆様が大変な資料を集めていただく、大変な御努力をいただいているこの人たちも、これは最後に総長に確認しますが、日々接しているのは議員であります。議員の評価といいますが、この人はよく頑張っておるというようなことは評価の対象項目に今入っていますか。

〔前田主査代理退席、主査着席〕

駒崎事務総長 私ども事務局は、国民全体の奉仕者であるとともに議員の活動を補佐する立場でございますので、先生方に喜ばれるサービスを心がけるのは当然のことでございます。職員一同、常にその思いで職務に日々励んでおります。また、私どもの仕事ぶりについて先生方から評価をいただくことは大切でありますし、事務総長といたしましても、その御意見に真摯にこたえていかねばならないと強く思っております。

ただ、先生が今おっしゃられたような、個々の職員に対する国会議員による成績評価につきましては、常日ごろから先生方の身近で仕事をしている職員と、先生方と日常的には接触しないで日々職務に励んでいる職員が事務局にはおりますために、なかなか公平な評価方法として制度化するのは難しいのかなと感じております。

今までも、先生方の評価の高い職員につきましては成績評価の参考には当然しておりますし、またそれを生かせるような職場に配置するように配置転換しておりますので、そういった意味では御質問の御趣旨に沿った評価を行っているのではないかと考えております。

古本分科員 誤解なきように。言葉は悪いですが、決して茶坊主のようなものをつくればいいと言っているわけじゃなくて、つぶさに職員の皆さんの頑張りぶりを見ているのは私たちがまず第一義にあるわけで、皆様がハウスの職員としてサービスを提供するとしたならば、そのサービスを受けるのは我々の側でありますから、私たちは国民の代表としてこうやって国会に上がってきているわけでありまして、そのことを考えれば、何ら問題はない評価の項目ではないかと思っております。

大分持ち上げた質問をしたわけでありまして、個々の職員で見れば、残念ながら私はその給料に見合った働きではないんじゃないかなろうかという人も散見されます。これは、事細かな職種は申し上げますが、

ハウスの中でさまざまな職種がありますね。朝、登院してきてまず最初に会う衛視さん、それから車の呼び出しのところに座っている案内係の人、それからハウスの中の職員の方、それぞれ接しますよ。いろいろな人がいます。これは、今、民間では、世間では、ぎりぎり査定が入ってまさに能力評価でやっているわけですね。ですから、決して潜ることなく、表に出し、そしてしっかりやっている人が報われる、それにはめり張りをつけた評価を入れる。そういうことがまたやる気になっていい仕事ができる。いい仕事というのは、国民の血税を無駄遣いしないということです。安くてもいい議員宿舎、会館が建つなら、そっちの方がいいに決まっているじゃないですか。あるいは、いい議員立法が短期につくってもらえるなら、これはいいに決まっているじゃないですか。そういうことを強く問題提起を申し上げ、本日は終わりたいと思いますが、この問題は国民的にも大変関心の高いテーマだと思いますので、引き続きフォローをさせていただくことを申し上げ、質問を終わります。

ありがとうございました。

伊藤主査 これにて古本伸一郎君の質疑は終了いたしました。